



2025 年 7 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 : **富士精工株式会社**
代 表 者 : 代表取締役会長兼社長 森 誠
コ ー ド 番 号 : 6 1 4 2 名 証 メ イ ン
問 合 せ 先 責 任 者 : 執行役員管理部門長 近藤 規央
T E L : 0 5 6 5 - 5 3 - 6 6 1 1

自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得枠の設定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年 7 月 11 日開催の取締役会において、2025年 4 月 11 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得中止を決定し、新たに会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 旧自己株式取得決議に基づく自己株式の取得中止にかかる事項

(1) 中止の理由

新たに決議した自己株式の取得枠に基づき、自己株取得を実施するため

(2) 2025年 4 月 11 日の取締役会決議の内容 (旧自己株式取得決議)

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 150,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.19%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 190,000,000円 (上限) |
| ④ 取得する期間 | 2025年 4 月 17 日～2025年 8 月 29 日 |

(3) 上記取締役会決議 (2025年 4 月 11 日) に基づき、本日 (2025年 7 月 11 日) までに取得した自己株式の累計

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 取得した株式の総数 | 131,800株 |
| ② 取得価額の総額 | 164,750,000円 |

2. 新自己株式取得決議に基づく自己株式取得に係る事項の内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元と資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行をはかるため、新たに自己株式の取得枠を設定するものであります。

(2) 2025年 7 月 11 日の取締役会決議の内容 (新自己株式取得決議)

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 251,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.29%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 320,000,000円 (上限) |
| ④ 取得する期間 | 2025年 7 月 14 日～2025年 7 月 14 日 |
| ⑤ 取得の方法 | 名古屋証券取引所の自己株式立会外買付取引 (N-NET 3) による買付け |

(ご参考)

2025年6月30日現在における自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	3,444,625株
------------------	------------

自己株式数	862,153株
-------	----------

以 上